

## 第3章 快適な生活環境の保全

### 第1節 地球温暖化対策の推進

#### 現 状

IPCC第4次報告書によると、今後、化石エネルギー源を重視した経済成長が続く場合、21世紀末には地球の平均気温が2.4～6.4℃上昇すると予想され、海面の上昇や熱帯地方特有の伝染病の拡大、農作物の収穫減少など将来世代への重大な影響が懸念されています。

平成16年(2004年)に実施した調査によると、滋賀県における温室効果ガスの排出状況は、平成14年(2002年)が13,470千t-CO<sub>2</sub>で、基準年の平成2年(1990年)の排出量13,423千t-CO<sub>2</sub>に対して約0.4%の増加となりました。しかし、対策を取らない場合、県人口の増加や自動車保有台数の増加、景気の回復による社会経済活動の活発化等により、平成22年(2010年)には、10.5%増加すると予測されています。

(表3-1-1)

このような中、本県では、地球温暖化対策を総合

的、計画的に推進するため、平成15年(2003年)3月に「滋賀県地球温暖化対策推進計画」を策定し、平成17年(2005年)2月の京都議定書発効を受けて、国が策定した京都議定書目標達成計画の施策と県内産業等の最新の状況を考慮し、平成19年(2007年)12月に推進計画を改定しました。推進計画では、平成22年において、県域における温室効果ガスの総排出量を基準年である平成2年比-9%に抑制することを目標としています。

→参考資料(33)

#### 課 題

滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例の遵守をはじめ、国と連携を図り、県民、事業者、市町、地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員などとの連携による一層の取組が必要となっています。

表3-1-1 滋賀県における温室効果ガス排出量の推移

(単位：千t-CO<sub>2</sub>)

部 門 名	実 績 値				将来推計値	
	1990年 (基準年)	1995年	1999年	2002年	2006年	2010年
エネルギー起源CO <sub>2</sub>	11,803	12,945	12,540	12,514	13,059	14,149
産業部門	6,564	6,692	6,006	5,926	5,943	6,130
運輸部門	2,897	3,413	3,589	3,683	3,832	4,290
家庭および業務その他	2,341	2,840	2,944	2,905	3,284	3,727
家庭部門	1,259	1,521	1,532	1,587	1,671	1,821
業務その他部門	1,083	1,319	1,413	1,318	1,612	1,906
エネルギー転換部門	0,248	0,295	0,337	0,481	0,99	1,16
非エネルギー起源CO <sub>2</sub>	1,251	1,296	699	575	252	269
廃棄物部門	101	189	242	240	252	269
その他(工業プロセス)	1,149	1,106	457	335	0,554	0,554
小計(二酸化炭素排出量)	13,054	14,240	13,238	13,089	13,312	14,418
CH <sub>4</sub>	209	233	206	197	201	204
N <sub>2</sub> O	105	119	122	124	132	144
代替フロン等3ガス	55	55	77	60	60	60
HFC	25	25	61	57	57	57
PFC	0,1	0,1	0,2	0	0	0
SF <sub>6</sub>	30	30	15	4	4	4
小計(その他ガス)	368	407	405	381	394	408
総排出量	13,423	14,647	13,644	13,470	13,705	14,826
1990年を100とする指数	100	109,1	101,6	100,4	102,1	110,5

## 取組

## 1 地球温暖化対策推進事業

〈環境政策課地球環境・新エネルギー室〉

## (1) 地球温暖化防止活動推進センターによる地球温暖化対策の推進

温室効果ガスの排出削減のためには、県民自らが重要性を意識して生活様式を転換することが大切であり、そのための普及啓発を強化、推進するため、「地球温暖化対策推進法」に基づき平成12年(2000年)10月に(財)淡海環境保全財団を滋賀県地球温暖化防止活動推進センターに指定しました。推進センターを気づきと行動のための拠点と位置づけ、地球温暖化防止に係る啓発・広報活動、地球温暖化防止活動推進員の活動支援、温室効果ガスの排出の抑制等に係る相談、助言等を行っています。

## (2) 地球温暖化防止活動推進員による普及啓発

地球温暖化対策推進法第23条により、知事は地球温暖化対策に関する普及啓発や地球温暖化防止活動の推進に熱意と識見を有する者を推進員として委嘱することができることとされており、県では平成18～19年度(任期2年)に90名の推進員を委嘱し、学校や企業への出前講座など地域での普及活動に取り組んでいただいています。

## (3) 滋賀県地球温暖化対策推進会議(仮称)の検討

県民、事業者、NPO、行政などが連携を図りながら、それぞれの分野ごとに自主的な取組が進められるよう、「滋賀県地球温暖化対策推進会議(仮称)」の設立に向けて、温暖化対策を軸としたネットワークの形成に取り組めます。

## (4) アイドリングストップ啓発事業

地球温暖化対策を推進する上で、自動車からの温室効果ガス排出量の削減は、重要な課題となっています。そのため、運転免許更新時に配布する封筒の裏面を活用した啓発や、滋賀県トラック協会との共同で、通過車両も視野に入れた、高速道路のサービスエリア等におけるアイドリングストップの呼び掛けなどの取組を行っています。

## (5) エコカーマイスター事業

低公害車の導入を促進するため、京都府との連携で、自動車販売時に環境情報を提供できる人材を養成する「エコカーマイスター事業」を実施し、環境負荷の少ない自動車の普及に努めています。

## 2 持続可能な社会づくりの検討(環境政策課)(概要)

私たちは、自身の生産活動から生じる環境負荷が地球規模にまで拡大した結果、地球上の環境の容量を超え「地球温暖化の危機」「資源浪費による危機」「生態系の危機」に直面しています。現在の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムのままでは持続可能な発展はもはや困難となっています。

そこで、2030年を目標年とし、「環境」「経済」「社会」が協調して持続的に発展するための道筋を明らかにするとともに、着手すべき施策の展開方向を示すビジョンを策定する必要があります。

## (検討結果)

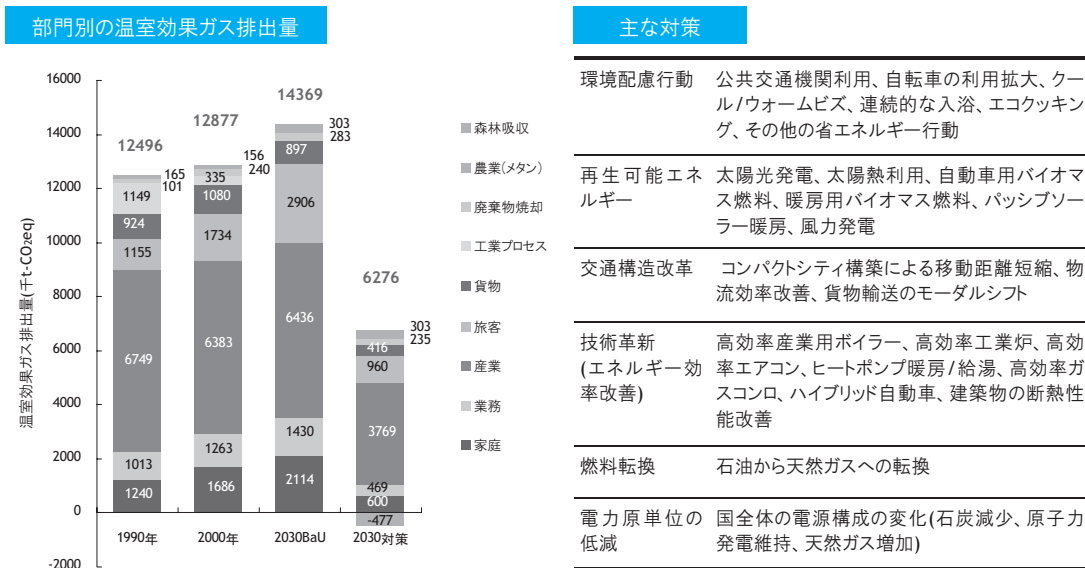
学識経験者等による滋賀県持続可能社会研究会が、平成19年(2007年)3月に「持続可能社会の実現に向けた滋賀シナリオ」を発表しました。「シナリオ」では、2030年の滋賀の社会・経済の姿を推計した上で、温室効果ガスの50%削減、琵琶湖環境の復活、循環システムの構築を目標として、持続可能な社会像を描き、その実現に向けたシナリオが提案されました。

例えば、温室効果ガスを半減する取組として、自動車に頼らない生活への移行など、私たちのライフスタイルの大胆な転換が示唆されるとともに、コンパクトなまちづくりといった都市計画にかかわる課題など、様々な主体が持続可能な社会に向けて積極的に取り組むことの必要性が示されました。(図3-1-1)

## (今後の取組)

「シナリオ」での提案を基に、2030年の持続可能な滋賀の姿を描き、そのために必要な具体的な対策や取組を示す「持続可能な滋賀社会ビジョン」の策定を目指します。

図3-1-1 部門別の温室効果ガス排出量、主な対策



「持続可能社会の実現に向けた滋賀シナリオ」より

## 第2節 大気環境保全対策の推進

### 現状

大気環境については、汚染物質の移流・反応等による光化学スモッグなどの広域的な問題、自動車や工場・事業場から排出される窒素酸化物などによる地域の生活環境に係る問題、様々な有害化学物質による健康影響のおそれなど多様な問題があります。

本県の大気汚染の状況については、二酸化いおう、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質（SPM）は、すべての測定地点で環境基準を達成しています。しかし、光化学オキシダントは、全地点で環境基準を超えており、光化学スモッグ注意報は毎年発令されています。

また、平成17年度にアスベストによる健康被害が全国的に問題となったことから、本県では環境中のアスベスト調査やアスベストを含む建築物の解体・改修工事の立入調査を実施し、監視を強化してきました。

### 課題

大気汚染防止対策として、これまで工場・事業場からのいおう酸化物や窒素酸化物などの排出については、大気汚染防止法等で規制を行い、環境基準を達成、維持してきましたが、今後、有害大気汚染物質や光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物(VOC)にかかる取組を進めていく必要があ

ります。

また、アスベストは、過去に大量に輸入され、その約8割が建材として使用されています。今後、これらの建築物の解体や改修時にアスベストの飛散のおそれがあるため、大気への飛散防止対策により、健康被害の防止に努めることが必要です。

### 取組

#### 1 汚染状況把握の推進（環境政策課、琵琶湖環境科学研究センター）

窒素酸化物や光化学オキシダント等による大気汚染状況を把握するため、県内14か所の大気自動測定局（県設置8局、大津市設置6局）で24時間連続監視を行っています。（図3-2-1）

また、自動測定局が整備されていない地域の大気環境の把握や、発生源周辺の局所的な大気汚染状況の監視のため、自動測定機器を搭載した大気環境測定車「あおぞら2号」により移動監視を実施しています。

有害大気汚染物質については、県内8か所（県実施7か所、大津市実施1か所）で毎月測定を行っています。

→ 参考資料（34）、（35）

図3-2-1 大気自動測定局配置状況

(平成19年(2007年)3月末現在)



(1) 大気環境調査の実施

平成18年度の調査結果は、二酸化いおう、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質(SPM)については、いずれも長期的評価において環境基準を達成しています。しかし、光化学オキシダントについては、1時間値の環境基準0.06ppmを超える値が全局で観測され、環境基準が達成されない状況が継続しています。

ア 光化学オキシダント

光化学オキシダントは高濃度では目や粘膜を刺激することがあるため、環境基準値とは別に、光化学スモッグ注意報の発令基準0.120ppmが設定されています。光化学オキシダントの濃度が発令基準を超える状態が持続するとみられるときには、気象条件を勘案して、光化学スモッグ注意報等を発令しており、平成18年度の注意報発令日数は6日で、発令延べ地域は21地域でした。平成10年度以降、毎年注意報を発令しています。(表3-2-1、2)

イ 二酸化窒素

一酸化窒素、二酸化窒素などの窒素酸化物は、主に工場や自動車等での化石燃料の燃焼に伴って発生し、酸性雨や光化学大気汚染の原因物質となります。特に、二酸化窒素は高濃度で呼吸器に悪影響を及ぼ

すため、環境基準が設定されています。

環境基準の維持・達成は地域の実情を踏まえ設定され、本県は「1日平均値が0.04から0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、都市化・工業化があまり変化が見られない場合は現状程度の水準を維持し、都市化・工業化が進む場合にはこれを大きく上回る事とならないよう努める」地域に区分されています。

平成18年度の測定結果は、環境基準を達成※したものの、13局中3局で0.04から0.06ppmのゾーン内でありました。(図3-2-2)

※日平均値の98%値(年間における1日平均値のうち低い方から98%に相当する1日平均値)で評価する。

表3-2-1 平成18年度光化学スモッグ注意報の発令状況

月日	発令地域	最高濃度(ppm)	観測地点	観測時刻
5月31日	近江八幡市・安土町	0.143	八幡局	16:00
	彦根市	0.150	彦根局	16:00
	東近江市・日野町・竜王町	0.138	東近江局	16:00
	大津市中部・南部	0.120	下阪本局	16:00
	大津市瀬田・草津市・栗東市	0.144	草津局	17:00
	守山市・野洲市	0.143	守山局	16:00
6月1日	彦根市	0.123	彦根局	13:00
6月20日	大津市瀬田・草津市・栗東市	0.140	草津局	17:00
	東近江市・日野町・竜王町	0.130	東近江局	16:00
	守山市・野洲市	0.142	守山局	16:00
6月21日	長浜市	0.141	長浜局	13:00
	大津市瀬田・草津市・栗東市	0.140	草津局	14:00
	守山市・野洲市	0.140	守山局	14:00
	東近江市・日野町・竜王町	0.143	東近江局	15:00
	彦根市	0.148	彦根局	13:00
	近江八幡市・安土町	0.151	八幡局	16:00
8月4日	大津市瀬田・草津市・栗東市	0.134	草津局	16:00
	大津市中部・南部	0.120	下阪本局	15:00
	守山市・野洲市	0.131	守山局	15:00
8月10日	大津市中部・南部	0.120	膳所局	16:00
	大津市瀬田・草津市・栗東市	0.134	草津局	16:00

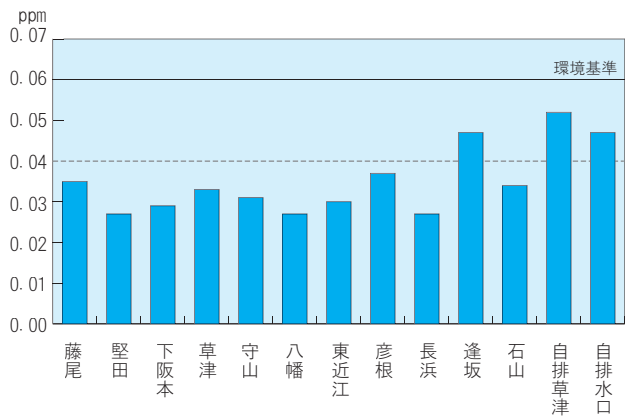
表3-2-2 光化学スモッグ注意報発令状況の推移

年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
発令日数	0	1	2	3	6	4	2	2	7	6
発令延地域数	0	1	2	3	12	5	3	4	10	21



図3-2-2 二酸化窒素の測定結果

1日平均値の98%値 ザルツマン係数0.84



(2) 有害大気汚染物質モニタリング結果

平成18年度は8地点（県実施7地点、大津市実施1地点）で19物質について調査を実施しました（表3-2-3）。調査結果は、環境基準が設定されている4物質のうちトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンおよびジクロロメタンについては、環境基準に比較して低いレベルとなっており、環境基準を達成しました。

自動車排出ガスの影響が大きいベンゼンについては、平成12年度まで栗東局において環境基準を超過していましたが、平成12年1月から自動車用ガソリンのベンゼンの許容濃度が設定されたことにより、平成13年度以降は環境基準より低いレベルとなっており、平成18年度も全地点で環境基準を達成しました。（図3-2-3～6） → 参考資料（36）

また、PRTR制度による届出結果から、大気中に排出される量の多い化学物質6項目（トルエン等）を対象に環境大気中濃度の調査も実施しました。環境省環境調査データ（1997年度～1999年度調査結果）と比較すると、一般環境では同程度の濃度でした。 → 参考資料（37）

表3-2-3 有害大気モニタリング調査地点

調 査 地 点	
草津	草津大気汚染常時監視測定局
東近江	東近江大気汚染常時監視測定局
高島	高島県事務所敷地
堅田	堅田大気汚染監視自動測定局
長浜	長浜大気汚染常時監視測定局
(旧)長浜	(旧)長浜大気汚染常時監視測定局
自排草津	草津自動車排出ガス測定局
栗東	栗東自動車排出ガス測定局
湖南	湖南市市民学習交流センター別館

※栗東局は平成14年度末で廃止し、平成15年度から新たに自排草津局で測定を行っています。  
 ※長浜大気汚染常時監視測定局は平成17年度に、地副寺町(旧長浜局)から分木町に移転しました。

図3-2-3 ベンゼン（年平均値）の経年変化

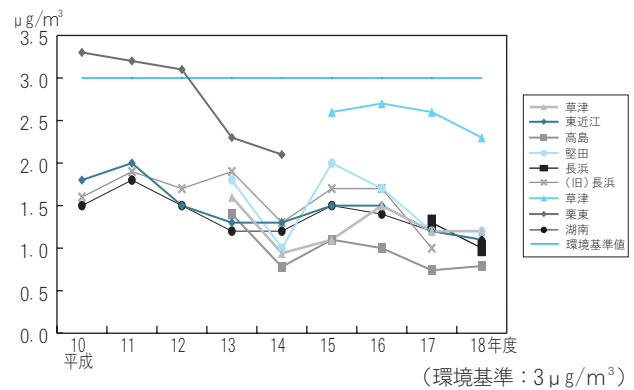


図3-2-4 トリクロロエチレン（年平均値）の経年変化

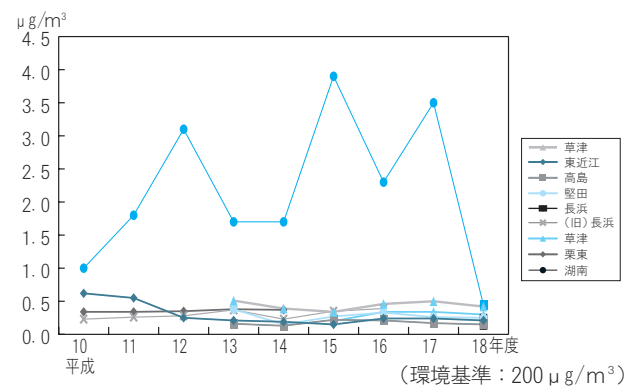


図3-2-5 テトラクロロエチレン（年平均値）の経年変化

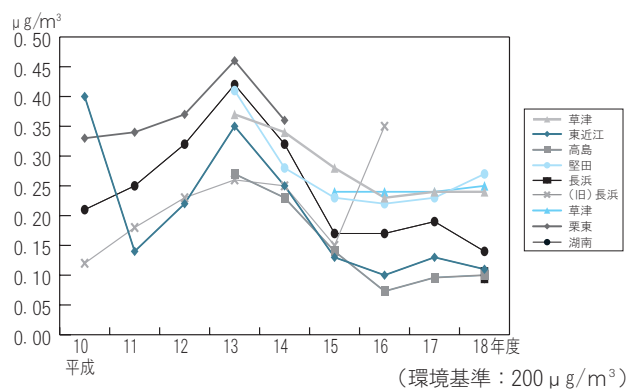
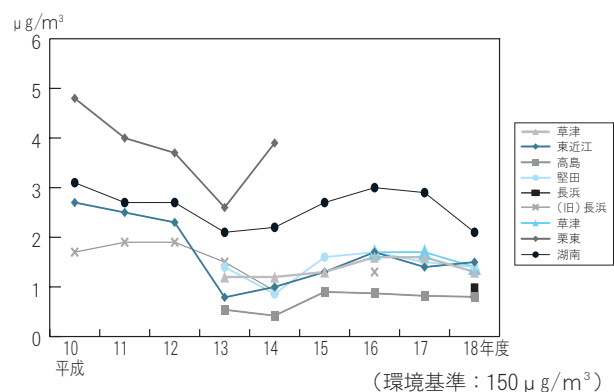


図3-2-6 ジクロロメタン(年平均値)の経年変化



### (3) 酸性雨

「酸性雨」とは、工場や自動車などから放出された大気汚染物質である硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中で酸化され、酸として降水に取り込まれる現象です。

県では、平成18年度に今津と大津において、ろ過式採取装置により1週間単位の採取で酸性雨を調査した結果、pHの年間平均値はそれぞれpH4.51、pH4.68でした。

また、降水中のイオン成分の年間降水量は、今津は大津に比べるとナトリウムイオンや塩素イオンなどの海塩由来のイオン成分がかなり多く、日本海に近い地域の特徴が現れていました。また、硝酸イオンや非海塩性硫酸イオンなどの汚染物質の年間降水量も今津の方がやや多いことから、大陸に由来した物質の流入が示唆されます。 → [参考資料 \(38\)](#)

## 2 固定発生源対策の推進〈環境政策課〉

本県では、大気汚染防止法による工場や事業場等のばい煙発生施設からの排ガス規制に加えて、滋賀県公害防止条例により施設や対象物質に対する横だし規制や、鉛等の有害物質についての敷地境界基準を設けています。

平成18年度は、ばい煙発生施設を設置する37事業場を対象に、煙道排ガス検査等を実施し、規制の遵守状況について監視を行いました。

その結果、すべての事業場において基準が遵守されていました。

引き続き煙道排ガス検査等を実施して、大気汚染防止法等に基づく規制基準の遵守を促すことにより大気環境の改善を図ります。 → [参考資料 \(39\)](#)

## 3 アスベスト飛散防止対策の推進

〈企画調整課、環境政策課、循環社会推進課、健康推進課、建築課〉

本県では、平成17年(2005年)6月にアスベストによる健康被害が全国的な問題となったことから、「滋賀県アスベスト対策会議」を立ち上げ、建設工事等において発生するアスベストの飛散抑制、県有施設および民間施設のアスベスト使用実態の把握、県有施設のアスベスト建材の撤去、相談窓口の設置など情報提供体制の整備、健康被害の状況の把握お

よびその対応など、様々な施策を行っているところです。

大気への飛散防止の観点からは、アスベストの飛散のおそれのある解体工事等（大気汚染防止法および労働安全衛生法による届出が必要）について、確実に把握するため、平成17年度に滋賀労働局と協定を締結し、届出情報の共有や、解体工事等の現場へ立入りを連携して実施しています。

また、平成18年度は大気汚染防止法のほか、アスベスト関連法令（廃棄物処理法、建築基準法、労働安全衛生法）が改正され、規制が強化されたため、関係部局と連携して事業者向けに法令改正説明会を実施しました。また、パンフレットを作成し、大気汚染防止法で定められた作業基準の遵守徹底を図りました。

この他、一般環境中のアスベスト濃度を、県内6地点において測定し、大気中のアスベスト繊維が概ね1本/ℓ以下の問題ないレベルであることを確認しました。 → [参考資料 \(40\)](#)

## 4 自動車排出ガス対策の推進〈環境政策課〉

### (1) 自動車排出ガス監視調査の実施

自動車排出ガスによる大気の汚染状況を監視するため、自排草津(平成15年度から測定開始)、自排水口と逢坂、石山(ともに大津市設置)の自動車排出ガス測定局で、窒素酸化物等の常時監視を行っています。

平成18年度の監視結果は、炭化水素で国の指針値を超過する日が自排草津局、自排水口局および逢坂局で見られました。

### (2) 自動車排出ガス対策の推進

県では、大気負荷低減条例に基づき、①ドライバーは、走行量の抑制に努めるとともに、やむを得ない場合を除いて、駐車をする時にはアイドリングストップを励行すること。②県民は、公共交通機関を利用するなどにより自動車の利用を控えるとともに、低公害車を利用するように努めること。③50台以上の自動車を使用する事業者は、自動車管理計画を策定し、県に提出すること。④駐車面積が500㎡以上の駐車場の設置者・管理者は、施設の利用者にアイドリングストップを周知すること。を指導していま

す。 → 参考資料 (41)

## 5 オゾン層の保護

〈環境政策課、循環社会推進課〉

オゾン層破壊物質であるフロン対策として、県では、大気環境負荷低減条例をはじめ、家電リサイクル法、フロン回収破壊法、自動車リサイクル法などにより、冷媒用フロンを大気中に放出しないよう指導しています。なお、平成18年(2006年)6月にフロン回収破壊法が改正され、平成19年(2007年)10月より施行されます。

本県におけるフロン回収破壊法に基づくフロン回収業者等の登録数については、業務用冷凍空調機器関係を取り扱う第1種フロン類回収業者が平成18年度末において587業者となっており、これらの登録業者によりフロン回収が行われています。(表3-2-4)

表3-2-4 フロン回収破壊法に基づくフロン類回収量(平成18年度)

機器の種類	処 理 台 数	回 収 量
業務用冷凍空調機器	6,730台	23,930kg

## 6 事業活動による大気環境への負荷の低減

〈環境政策課〉

県では、大気環境負荷低減条例の中で、事業活動によってばい煙を排出したり、有害な大気汚染物質を使用し大気中へ排出する事業者のうち、従業員が

21人以上の事業者については、大気環境負荷低減計画の策定を義務づけています。

この計画では、事業活動において発生する温室効果ガス、ばい煙および有害大気汚染物質等の排出を抑制するための基本的な方針と推進体制を明らかにし、それら物質の年間排出量の削減目標を設定しています。

延べ692事業場(平成18年度末)で大気環境負荷低減計画が策定され、それぞれ自主的な取組が行われています。

温室効果ガスについては、滋賀県地球温暖化対策推進計画(改訂版)の中で大気環境負荷低減計画による削減量(計画策定事業場の当初排出量の総和573.1万t-CO<sup>2</sup>に対し、2010年での削減量)を60万t-CO<sup>2</sup>としていますが、計画策定事業場の平成17年度の排出量(推定値※2)から判断すれば、達成可能なレベルにあると言えます。(表3-2-5)

表3-2-5 大気環境負荷低減計画の策定事業場の温室効果ガス排出量

大気環境負荷低減計画策定事業場の温室効果ガスの当初排出量の総和(※1)	573.1万t-CO <sub>2</sub> /年
平成17年度の排出量(推定値※2)	495.1万t-CO <sub>2</sub> /年

※1：計画の策定年次により、期間に相当の開きがあります。

※2：排出量の多い事業場の実績から推定した値です。

## 第3節 化学物質対策の推進

### 現 状

今日の社会では、様々な製品の原料として、また製造過程で、数万種を超えるといわれる化学物質が使用され、私たちの暮らしを支えています。一方で化学物質による環境の汚染も顕在化し、その対応が課題となっています。

化学物質については「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)」(平成11年(1999年)制定)により、事

業者の届出が義務づけられ、環境中へ排出される化学物質の量が把握され、データが公開されています。

県がこれまでに実施した地下水調査で、多くの地下水汚染事例が判明しており、平成19年度は49地域で地下水の定期モニタリング調査を実施しています。この中には、有機塩素系化合物による人為的な汚染が長期間継続している地域も見られます。

平成18年(2006年)12月に環境審議会より知事へ地下水質等の保全のための総合的な対策について答

申されたことを受け、平成19年(2007年)6月～7月には滋賀県公害防止条例の一部を改正する条例要綱案について県民政策コメントを実施し、地下水・土壌汚染の未然防止や浄化についての新たな仕組みづくりに向けた手順を進めています。

## 課題

多種多様な化学物質が環境中に放出されることにより懸念される健康被害や生態系への悪影響などいわゆる「環境リスク」を低減させることが重要となっています。

土壌・地下水対策では、既に判明している汚染の解消と新たな汚染の未然防止のための仕組みの構築が必要です。

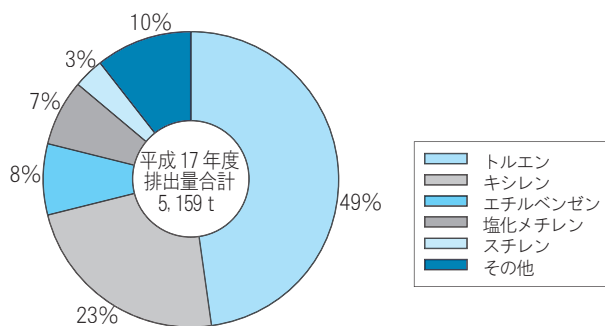
このため、事業場などにおける化学物質の適正な管理の促進や、私たちの生活から環境中に放出される化学物質の量を削減するライフスタイルの構築を促進するため、化学物質に関する情報の共有化による環境リスクコミュニケーション手法の確立を進める必要があります。

## 取組

### 1 PRTR法の施行〈環境政策課〉

平成17年度において県内でPRTR法に基づく排出量等の届出があった事業所は、651事業所(全国の1.6%、全国40,823事業所)であり、これら事業場から環境中に排出された化学物質(第一種指定化学物質)の量は、約5,159t(全国の約2.0%、全国約258,677t)でした。

図3-3-1 化学物質別届出排出量 (平成17年度)



なお、届出事業所数は前年度(643事業所)より1.2%増加しましたが、排出量は前年度(約5,285t)より約2.3%減少しました。

本県において環境中への排出量の多い化学物質としては、合成原料や溶剤に用いられるトルエン、キシレン、エチルベンゼン、塩化メチレンおよびスチレンで、これら5物質で全排出量の約90%を占めています。(図3-3-1～3)

図3-3-2 PRTR上位5物質の排出量推移

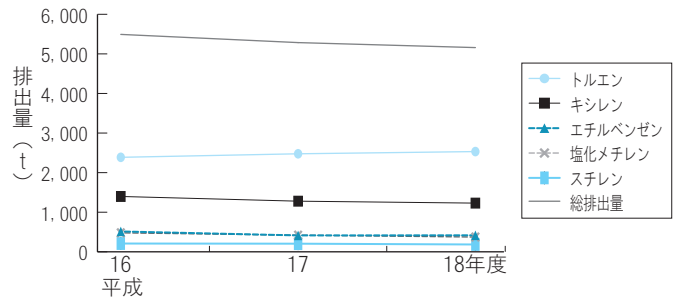
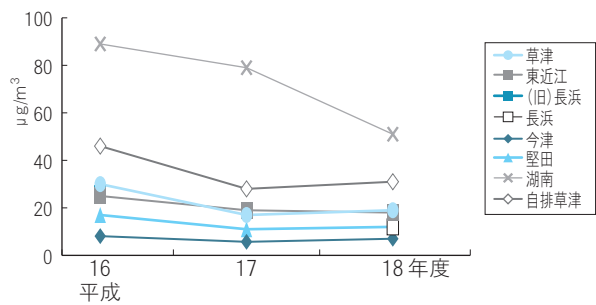
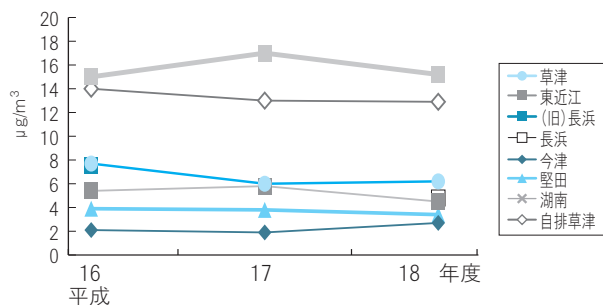


図3-3-3 PRTR排出量上位物質の環境中の濃度の推移

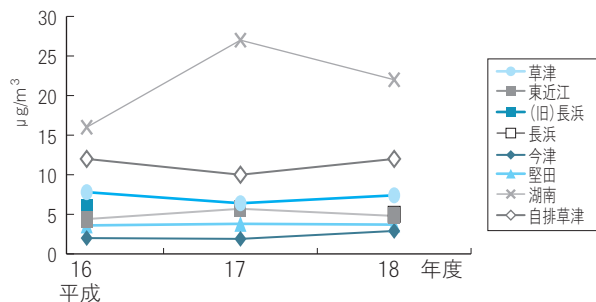
### トルエン (年平均値)



### キシレン (年平均値)

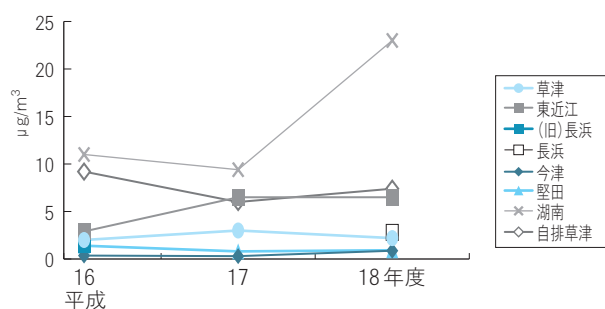


### エチルベンゼン (年平均値)

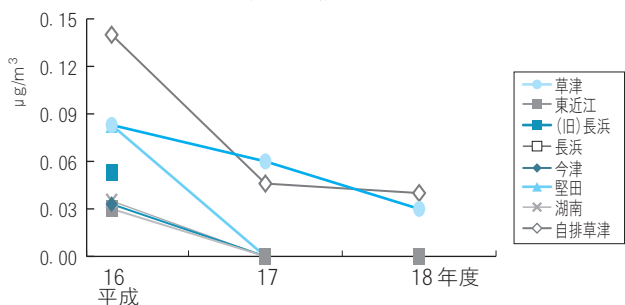




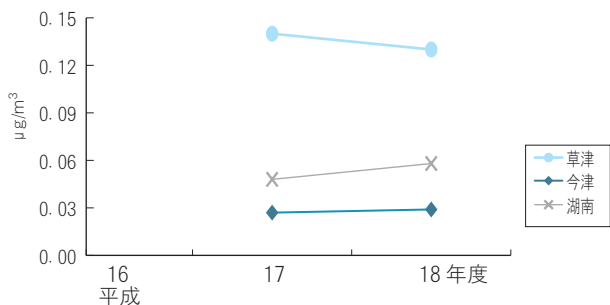
### スチレン（年平均値）



### クロロベンゼン（年平均値）



### N, N-ジメチルホルムアミド（年平均値）



## 2 化学物質の自主管理・リスクコミュニケーションの促進〈環境政策課、琵琶湖再生課〉

化学物質による環境リスクの低減化対策について、「環境リスク検討委員会」で検討が行われた結果、従来の法令等による化学物質の排出抑制などの規制的手法に加えて、事業者による自主管理を促進すること、化学物質の排出の実態を把握し、その情報を県民、事業者、NPOおよび行政等で共有するとともに、環境リスクコミュニケーションを推進することなどが必要との提言がなされました。

環境リスクコミュニケーションの機会はまだ少ないので、さまざまな機会を捉えてリスクコミュニケーションの浸透を図っていく必要があります。

## 3 土壌・地下水汚染対策の推進〈琵琶湖再生課〉（概要）

県内の地下水汚染の状況を監視するため、水質汚濁防止法に基づき、毎年度地下水質測定計画を策定し調査を実施しています。

調査は、県内の地下水の概況を把握するための概況調査、概況調査で新たな汚染の検出があった場合に周辺での検出の程度と範囲を把握するための検出井戸周辺調査、および汚染状況の経年変化を把握するための定期モニタリング調査です。

地下水の汚染が明らかになった地域では、環境基準の達成を目標とした対応を進めます。

→ 参考資料（42）

（結果）

### （1）概況調査

県内7市町の61地点で、人の健康に係る地下水環境基準（以下「環境基準」という。）が定められている項目等28項目について調査しました。

その結果、新たに、米原市柏原付近（1地点）で砒素が環境基準以下で検出されました。

なお、既に過去の調査で汚染が確認されている地域内で実施した調査において、4地点で環境基準を超えて検出、2地点で環境基準以下での検出が見られました。

### （2）検出井戸周辺調査の結果

概況調査で新たに砒素の検出があった米原市柏原付近で、周辺井戸の水質調査を実施しましたが新たな検出はありませんでした。この地域では、平成19年度に定期モニタリング調査を実施します。

### （3）定期モニタリング調査

52地域で調査を実施しました。前年度（平成17年度）調査の最高値が環境基準を超えていた44地域のうち、6地域ではすべての測定値が環境基準以下となりました。

また、前年度（平成17年度）調査の最高値が環境基準以下であった8地域のうち、6地域ですべての測定値が環境基準以下となりました。2地域では最高値が環境基準を超過しました。

（結果の評価）

水質汚濁防止法に基づき平成元年度から調査を実施してきた結果、県内では多くの地下水汚染事例が見つかっています。定期モニタリング調査の結果、

改善が見られる地域がある一方で、長期にわたって汚染が継続している地域もあります。

また、概況調査の他、近年では事業場の自主的な調査により地下水汚染が判明する事例も見られています。

(今後の展開)

環境審議会において検討が行われ、平成18年12月に知事へ地下水質等の保全のための総合的な対策について答申されたことを受け、平成19年6月～7月には滋賀県公害防止条例の一部を改正する条例要綱案について県民政策コメントを実施し、地下水・土壌汚染の未然防止や浄化についての新たな仕組みづくりに向けた手続を進めています。

#### 4 ダイオキシン類対策

(環境政策課、琵琶湖再生課)

##### (1) 規制等の概要

県では、ダイオキシン類対策特別措置法により環境基準が定められている、大気、水質、土壌および水底の底質、ならびに水生生物について、ダイオキシン類による汚染の状況の監視を行っています。

また、同法では、廃棄物焼却炉等5種類の施設が大気基準適用施設に、廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等19種類の施設が水質基準適用施設として規制対象とされ、排出ガスまたは排出水の排出基準が設定されています。

##### (2) 環境監視結果の概要

→ 参考資料 (43)

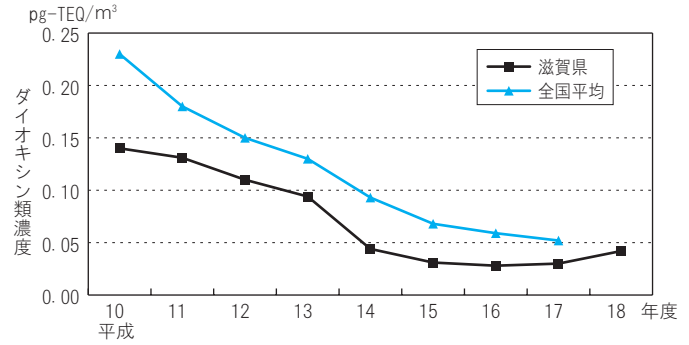
###### ア 大気

県内の7地点において、年4回大気中のダイオキシン類濃度の測定を行っており、平成18年度は各地点の年平均値が0.019～0.093pg-TEQ/m<sup>3</sup>であり、すべて環境基準値(0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>)を下回っていました(1pg(ピコグラム):10-12g(1兆分の1))。なお、全国調査結果(平成17年度実施)の平均値は0.052pg-TEQ/m<sup>3</sup>でした。

大気中のダイオキシン類濃度は、県が調査を開始した平成10年度以降、平成15年度までは低下傾向で推移し、その後はほぼ横ばいの状況です。(図3-3-

4)

図3-3-4 大気中濃度(全地点平均)の推移



※平成10・11年度はコプラナーPCBの測定を行っていない。  
 ※毒性等価係数：平成10年度はI-TEF(1988)を平成11年度以降はWHO-TEF(1998)を使用。

###### イ 公共用水域

公共用水域では、琵琶湖2地点と河川4地点の計6地点で水質および底質について調査しました。水質のダイオキシン類濃度は、0.020～0.45pg-TEQ/lの範囲で、いずれの地点も環境基準値(1pg-TEQ/l)以下でした。また、底質のダイオキシン類濃度は、0.97～14pg-TEQ/gで、いずれの地点も環境基準値(150pg-TEQ/g)以下でした。

###### ウ 地下水

地下水については、県内33地点で実施し、ダイオキシン類濃度は0.015～0.04pg-TEQ/lで、いずれの地点も環境基準値(1pg-TEQ/l)以下でした。

###### エ 土壌

土壌については県内33地点で実施し、ダイオキシン類濃度は0.00014～4.4pg-TEQ/gで、いずれの地点も環境基準値(1,000pg-TEQ/g)以下でした。

## 第4節 騒音・振動・悪臭対策の推進

### 現 状

騒音や振動に関する苦情は、各種の苦情件数の中では大きな比重を占めており、工場や事業場に加えて、交通機関や深夜営業など発生源も多様化し、身近な環境問題として重要な課題となっています。環境基本法で、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい環境基準が定められており、達成に向けて施策を講じています。

### 課 題

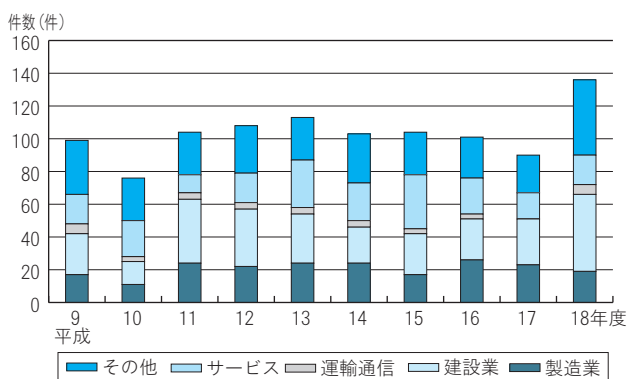
毎年相当数の苦情が寄せられており、身近な環境問題として対策を進める必要があります。

### 取 組

#### 1 騒音対策の推進〈環境政策課〉

県内の騒音に関する苦情件数は、この10年間は100件前後で推移していましたが、平成18年度は136件となっております。発生源別にみると、建設作業騒音が47件(34.6%)、次いで製造業関係の騒音が19件(14%)と多く、サービス業(カラオケ等深夜営業を含む)関係の騒音が18件(13.2%)となっております。(図3-4-1)

図3-4-1 騒音苦情の推移(構成比)



#### (1) 工場・事業場対策の推進

すべての市町において、騒音規制法に定める指定地域の指定が行われています。同法に基づき、指定地域内において著しい騒音を発生する施設(特定施

設：11種類)を設置する工場・事業場(特定工場等)に市町への届出が義務づけられるとともに、時間および所在する地域の区分ごとに、敷地境界において遵守すべき規制基準値が定められています。なお、平成18年度の届出施設は902か所で、平成18年度末の施設は33,162か所でした。

市町長は、特定工場等から発生する騒音が規制基準に適合しないことによって、周辺の生活環境が損なわれると認められるときは、設置者に対して、騒音防止方法の改善等を勧告、命令することができます。平成18年度には、これらの措置に至った事例はありませんでした。

#### (2) 建設作業対策の推進

騒音規制法に定める指定地域内において建設工事として行われる作業のうち、くい打ち機を用いる作業等著しい騒音を発生する8種類の作業(特定建設作業、環境大臣が指定する低騒音型の建設機械を使用する場合を除く。)を規制の対象とし、市町への事前の届出と規制基準の遵守を義務づけています。

市町長は、特定建設作業で発生する騒音が規制基準に適合しないことによって、周辺の生活環境が損なわれると認められるときは、工事の施工者に対して、騒音防止方法の改善等を勧告、命令することができます。平成18年度には、これらの措置に至った事例はありませんでした。

#### 2 振動対策の推進〈環境政策課〉

県内における振動の苦情件数は、比較的少なく、例年15件前後で推移しています。平成18年度には15件で、これを発生源別にみると、建設作業に対する苦情が6件(40.0%)、工場・事業場に対する苦情が4件(26.7%)となっています。地域別では、大津・湖南地域で9件(60.0%)となっています。

#### (1) 工場・事業場対策の推進

すべての市町で振動規制法に定める指定地域の指定が行われています。指定地域内において著しい振動を発生する施設(特定施設：10種類)を設置する工場・事業場(特定工場等)に市町への届出が義務づけられるとともに、時間および所在する地域の区分ご

とに、敷地境界において遵守すべき規制基準値が定められています。なお平成18年度の届出施設は734か所で、平成18年度末の施設は18,807か所でした。

市町長は、特定工場等から発生する振動が規制基準に適合しないことによって、周辺の生活環境が損なわれると認められるときは、設置者に対して、勧告、命令することができるかとされていますが、平成18年度には、これらの措置に至った事例はありませんでした。

## (2) 建設作業対策の推進

振動規制法でも、指定地域内で建設工事として行われる作業のうち著しい振動を発生する作業として、くい打ち機等を使用する4作業(特定建設作業)を規制の対象とし、市町への事前の届出と規制基準の遵守を義務づけています。

市町長は、特定建設作業で発生する振動が規制基準に適合しないことによって、周辺の生活環境が損なわれると認められるときは、工事の施工者に対して、勧告、命令することができるかとされていますが、平成18年度には、これらの措置に至った事例はありませんでした。

## 3 交通公害〈環境政策課〉

### (1) 自動車交通公害対策の推進

ア 騒音規制法・振動規制法に基づく要請等

本県では、騒音規制法に基づき、指定地域内における自動車騒音の限度について、区域と時間の区分を指定しています。市町長は、自動車騒音がこの限度を越えて、生活環境に著しい影響をおよぼしていると認められるときは、公安委員会に対して道路交通法の規定に基づく措置を取るよう要請し、または、道路管理者、関係行政機関の長に意見を述べることができるとされています。振動についても、同様の制度が設けられています。なお、平成18年度においては、このような規定に基づく要請や意見が提出された事例はありませんでした。

イ 常時監視

騒音規制法第18条の規定に基づき、県は道路沿道における自動車騒音の状況を常時監視を行っています。

平成18年度の本県における自動車騒音の常時監

視として、道路端において自動車騒音調査を17か所で行った結果は昼間最高値78デシベル、夜間最高値78デシベルであり、9か所において自動車騒音に係る要請限度の基準(75デシベル)を上回っていました。

## (2) 新幹線鉄道騒音の推進

新幹線鉄道に関しては、環境基本法に基づく環境基準が定められ、地域別の基準値（Ⅰ類型地域：70デシベル、Ⅱ類型地域：75デシベル）と達成期間が設定されています。

本県においても、沿線の17市町において地域の指定を行っていますが、達成期間を過ぎても達成状況が芳しくない状況です。このような状況から、国によって環境基準の達成に向けた暫定的な対策：「75デシベル対策」が、昭和60年度以降進められています。県では、「75デシベル対策」に基づき防音壁の設置などの対策が講じられている地域について、その効果を確認するため調査を行っており、平成18年度に調査した2か所については、75デシベルを下回っていました。

## 4 悪臭防止対策〈環境政策課〉

悪臭に関する苦情件数は、この10年間は130件前後で推移しており、平成18年度は138件となっています。(図3-4-2)

悪臭苦情は、発生源の多様化が進んでいることから、個別悪臭物質の規制だけでは対応できない場合が多くなってきています。

このため、県では平成14年度に、県環境審議会大気騒音部会において規制基準のあり方を検討して、平成15年度から臭気指数規制（人の嗅覚の感覚量に対応した規制）を導入しました。

各市町の規制方式

- ・ 特定悪臭物質濃度規制方式：8市9町
- ・ 臭気指数方式：4市3町



図3-4-2 悪臭苦情の推移(構成比)

